

地域指定年度	昭和46年度
計画策定年度	昭和47年度
計画見直し年度	昭和58年度
	平成9年度
	平成22年度
	令和3年度

多古農業振興地域整備計画書

令和4年3月

千葉県香取郡多古町

目 次

第 1 農用地利用計画.....	1
1 土地利用区分の方向.....	1
(1) 土地利用の方向.....	1
(2) 農業上の土地利用の方向.....	4
2 土地利用計画.....	7
第 2 農業生産基盤の整備開発計画.....	8
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	8
(1) 水田単作地帯.....	8
(2) 畑作地帯.....	8
(3) 地区別の方向.....	8
2 農業生産基盤整備開発計画.....	9
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	10
4 他事業との関連.....	10
第 3 農用地等の保全計画.....	11
1 農用地等の保全の方向.....	11
(1) 農用地等の保全の必要性.....	11
(2) 農用地等の保全の基本的方向.....	11
2 農用地等の保全整備計画.....	12
3 農用地等の保全のための活動.....	13
(1) 耕作放棄地の保全管理の支援.....	13
(2) 耕作放棄地の有効利用を図るための施設整備.....	13
(3) 農地保全活動に対する支援.....	13
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	13
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な 利用の促進計画.....	14
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	14
(1) 効率的かつ安定的な農業経営目標.....	14
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	16
(3) 農業地域別の構想.....	16
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	17
(1) 認定農業者等の育成対策.....	17

(2) 農用地の集団化、流動対策.....	18
(3) 農作業の受委託の促進対策.....	18
(4) 農用地利用改善事業の推進と農作業の共同化対策.....	18
(5) 農業生産組織の活動促進対策.....	18
(6) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた取組.....	18
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	19
第5 農業近代化施設の整備計画.....	20
1 農業近代化施設の整備の方向.....	20
2 農業近代化施設整備計画.....	21
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	21
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画.....	22
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	22
2 農業就業者育成・確保施設整備計画.....	22
3 農業を担うべき者のための支援の活動.....	22
(1) 農用地の流動化に係る支援.....	22
(2) 耕作放棄地の解消に係る支援.....	22
(3) 資金の融資に係る支援.....	22
(4) 補助労働力の確保に係る支援.....	23
(5) 資質の向上に係る支援.....	23
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	23
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画.....	24
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	24
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	25
3 農業従事者促進施設.....	25
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	25
第8 生活環境施設の整備計画.....	26
1 生活環境施設の整備の目標.....	26
(1) 安全性.....	26
(2) 保健性.....	26
(3) 利便性.....	26
(4) 快適性.....	27
(5) 文化性.....	27
2 生活環境施設整備計画.....	27
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	27

4	その他の施設の整備に係る事業との関連	27
第9	付図.....	28
別記	農用地利用計画.....	28
(1)	農用地区域.....	28
(2)	用途区分	28

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

多古町（以下「本町」という。）は、千葉県北東部の香取郡南端、北総台地の東側に位置し、都心へは約70km、千葉市へは42kmの距離にあります。

本町域は、東西約13.6km、南北約13.9kmに及び、面積72.68km²の千葉県第2位の町域を有しています。北西は成田市、北東は香取市、南東は匝瑳市、横芝光町、南西は芝山町に隣接しています。

地形条件は、栗山川と多古橋川流域の平地及び3つに分節された丘陵地に分けられます。地形区分別面積割合は、台地・段丘（ローム台地）が約6割、低地・平地（三角州性）が約4割を占めています。

平地は、町の東部を貫流する栗山川と支流である借当川、多古橋川沿いの沖積平野に広大な水田地帯が展開しています。下総台地に位置する海拔20～45mの丘陵・台地は、集落、畑、樹林地の土地利用となっています。

土壌は、大半が台地・段丘（ローム台地）、低地（三角州性）を形成する未固結堆積物で形成されています。

その農業生産の基礎となる土壌は、土壌区分別面積をみると、黒ボク土が約5割、グライ土壌が約3割、泥炭土が約1割となっています。これら生産性の高い土壌により水田、畑作が営まれています。

気象は、海洋性の東日本型に属しており、令和2年（2020）の本町の気温は、年平均15.5℃と比較的温暖で、年間降水量は1,402.5mmで、積雪はほとんどありません。降雪・降雨によって稲作、畑作、果樹等に影響するほどの冷害や水害も少ないといえます。これら気象条件は、果樹や花き等の気象条件に制約がある農産物の栽培に適し、米や野菜の生産が行われています。

交通条件は、多古台バスターミナルを発着の中心として、30分の距離に最寄り鉄道駅の成田国際空港、八日市場駅があり、東京駅までは、特急で1時間～1時間30分の距離にあります。

交通の主体は道路網であり、国道296号と主要地方道・県道10路線のほか、多くの町道により町民生活が支えられています。その中でも国道は、広域都市間を結ぶ主要幹線道路としての役割を果たしており、首都圏全域や東総地域、成田方面との連携を強化するために首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）や（仮称）国道296号インターチェンジの整備が進められ、国道296号の4車線化も計画されています。

道路の整備は、県道及び町道改良整備や橋梁の補強、架け替えなど促進するとともに、成田国際空港を活用したまちづくりを推進するため、周辺地域との連携が高まる道路網の整備が課題となっています。

本町の市場環境をみると、東京都心から約70km圏内に位置しており、生産された生鮮食料

品は、本町のみならず千葉県内、首都東京等の大消費地等への出荷を中心に行われています。このように大都市近郊に位置する立地条件と交通・運輸条件から、市場条件は比較的恵まれているといえます。今後、圏央道やインターチェンジの整備により自動車交通による利便性は格段に増すものと考えられます。

よって、良好な市場条件を活かし共販体制の整備、計画生産・出荷を促進しながら、常に消費者ニーズに対応できる新鮮で高品質な農産物の供給を図ります。これらは大消費地のみならず、域内でも農産物直売施設を中心とした販売や地産地消の促進も合わせて行うものです。環境保全型農業を促進し安全な「多古ブランド」の確立と産地形成を図り農業所得の向上を図ります。

本町の令和2年(2020)(国勢調査)における総人口は13,735人、世帯数は5,079世帯です。

人口は平成7年に一度、増加したものの、以降は減少傾向にあるが、世帯数は微増基調にあります。このような状況下で、全国的な傾向の少子・高齢化が進行しています。

今後ともこの傾向が継続するとすると、農家人口も減少していく見通しで、令和12年(2030)の農家人口は4,590人、総農家戸数は800戸となる見通しです。

このように、本町においては、人口の減少、交通網の整備に伴う広域化等により、第1次産業から一層の他産業へのシフトが予測され、農業者の高齢化と担い手の減少などから、本町の農業を取り巻く環境は厳しくなっているとと言えます。

今後の本町の農業は、消費地に近い立地条件を活かした農業の維持・発展に向け、露地野菜、施設野菜、果樹、花きなどの収益性の高い作物による産地化を図るとともに、多品目・周年生産を推進し、地産地消運動の展開を図ります。また、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備をはじめ、農業経営の近代化や生産技術の向上に向けての施策の推進を図るほか、農地の流動化を強力に推進し、認定農業者、集落営農組織、農業生産法人等の育成のもと、優良農地の保全・確保を積極的に進めます。

しかし、今後の本町は、成田国際空港の拡張と、圏央道の整備に伴って、一定の住宅地や業務・流通施設、道路等の開発による農用地から宅地、道路等への転換は避けられない情勢があります。農用地は、農業の持続的な発展のための最も基礎的な資源であること、加えて国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能を有した町民共通の財産でもあることを十分認識し、関連する法律との整合を図り、秩序ある計画的な土地利用を推進することが重要と考えます。

これらのことを基本的な考えとし、米および露地野菜を中心とした土地利用型農業の展開と施設野菜、畜産等施設型農業との複合経営を促進し、大規模機械化体系を基本とした効率的な農業生産の育成助長を振興するものとし、そのためには、農業生産の基礎的資源である集団的優良農地を確保する必要があり、同時に「多様な担い手の育成・確保」、「農作業の効率化」を目的とし、農業生産基盤の整備を推進し、高性能農業機械化体系の導入により、低コスト化と効率的かつ安定的な農業経営を展開し、農業の持続的な発展を図っていきます。

また、収益性の高い作物による産地化や多品目・周年生産による農地の高度利用のほか、交通立地条件を活かし、米、野菜、果樹など地場農産物を活かした農産物加工品の開発や食品製造業や飲食店などに供給を図るなど、販路拡大の展開に向けての施策の推進を図ると同時に

多様な担い手による優良農地の保全・確保を積極的に進めます。

さらに、地産地消、グリーン・ツーリズムなど消費者・非農家との交流に重点を置いた取り組みを積極的に展開し、農村景観の保全と農村生活環境の整備等農地の多面的機能の発揮を図っていきます。

そこで、今後も農業を振興させていくために必要な農用地として、農業振興地域 6,696ha のうち約 3,357ha の農用地を確保し、その利用の効率化を積極的に推進していきます。

(単位：ha %)

区分 年次	農用地						農業用 施設用地		山林・原野		そ の 他		計	
	田		畑		計		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
	実数	比率	実数	比率	実数	比率								
現 在 令和4年 (2022)	1,794	26.8	1,563	23.3	3,357	50.1	18	0.3	1,798	26.9	1,523	22.7	6,696	100.0
目 標 令和12年 (2030)	1,793	26.8	1,560	23.3	3,353	50.1	21	0.3	1,798	26.9	1,524	22.7	6,696	100.0
増 減	-1		-3		-4		3		0		1		0	

(注) 1 () : 混牧林地面積

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 3,357ha の内、概ね a~c に該当する農用地約 2,761ha について、農用地区域を設定する方針です。

- a 集団的 (10ha以上) に存在する農用地
 - b 土地改良事業又はこれに準ずる事業 (防災事業を除く) の施行に係る区域内にある土地
 - c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
- ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。
- (a) 集落区域内 (連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域) に介在する農用地
 - (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地 (急傾斜地、河川の沢地等に介在及び山間に点在する農地)

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

設定しない

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農用地約 18ha について農用地区域を継続する方針です。そのうち 2 ha 以上の農業用施設用地は特に設定しない。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

設定しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

水田は、主に栗山川流域に展開し、その多くは、農業基盤整備（ほ場区画、用排水路、農道等）が実施されています。それらに必要となる用水は、成田用水、北総東部用水、両総用水からかんがいされています。しかし大抵の水田は、昭和 30 年代前半に事業が実施された 10a 程度の小区画であり、現代の機械化に対応するには狭いものです。また、排水施設の不備な湿田も残存しています。このため、地区の実情に応じた、ほ場区画の大型化を促進します。

今後は、ほ場条件が良好な水田は、マーケット需要に応じた生産と、その生産性向上を図るため、農地の利用集積と営農組織の法人化を促進し、農地の高度利用化を進めます。そのために優良農地の確保を図るほか、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用したスマート農業への取り組みにより省力化・精密化や高品質生産を実現することを目指します。また、酪農家が多いことから転作作物としてのホールクロップサイレージ稲（WCS）の生産に取り組み、耕蓄連携を進めます。

なお、水田の多面的機能の活用として、菜の花やコスモスなど景観形成作物の作付けや家畜の放牧を促進するが、湿田等の作付けが困難な条件の水田は、調整水田や保全管理等を行いながら水田機能を維持し、耕作放棄の発生防止に努めます。

畑地は、良好な畑地としての利点を生かし、ばれいしょ、かんしょ、やまといも、にんじん、だいこんなどが、成田用水、北総東部用水、両総用水からかんがいにより作付けされています。今後とも、安全・安心な農産物生産を図るとともに、園芸施設の団地化や産地化に対応させるため、ほ場条件の整備や販路拡大等を通じ、農地の高度利用による優良農地の改良、保全を図ります。

樹園地は、主に日本なし、ぶどうなどの栽培がされています。今後も、産地直売など観光農業の利用にも努めます。

農業用施設用地は、主に畜舎、温室、集出荷貯蔵施設、育苗施設、たい肥製造施設等の農業近代化を図る施設の立地する土地であり、耕畜連携を図りつつ、施設の高度利用に努めます。また、良好な交通立地条件と、米、野菜、果樹など特徴のある地場農産物を活かし、農業と商業・工業等の連携による農産物のブランド化や 6 次産業化の促進を積極的に取り組んでいき

ます。

さらに、これらの施策と併せて平成19年度から導入されている「多面的機能支払交付金事業」により、農業者だけでなく、地域住民、自治会などが参加する共同活動組織を充実し、用排水路や農道等の手入れを通じて農地や水などの地域資源の保全を図り、農業の持続的発展と多面的機能の発揮に努めます。

併せて、家畜排せつ物やもみ殻等の有機性資源の利活用を図り、消費者の安全・安心志向に対応した環境保全型農業を促進します。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
多古地区	931	931	0	-	-	-	-	-	-	1	1	0	932	932	0	0
久賀地区	920	920	0	-	-	-	-	-	-	13	13	0	933	933	0	0
中地区	395	395	0	-	-	-	-	-	-	3	3	0	398	398	0	0
常磐地区	516	516	0	-	-	-	-	-	-	1	1	0	517	517	0	0
計	2,762	2,762	0	-	-	-	-	-	-	18	18	0	2,780	2,780	0	0

(注) 1 この表は、農用地区域2,762haにおける土地利用を示しています。

(注) 2 農地とは、農用地区域の田・畑・樹園地の合計です。

イ 用途区分の構想

(ア) 多古地区

本地区は、本町の南部、栗山川右岸流域と多古橋川流域に展開する水田地帯と、丘陵地の畑作地帯で構成されています。農用地の面積は、約930.8ha（水田約649.0ha、畑約281.8ha）で、農業用施設用地は、0.8haです。

農業経営は、水稻、飼料作物による土地利用型農業を主体として、丘陵地の露地野菜や施設野菜等を組み合わせ複合的に行われています。

両河川流域の低地に展開する島地区は、ほ場の区画整理、農道、農業用排水路が整備された優良農地です。このため、大型機械の導入による大区画営農が可能となり、認定農業者や集落営農組織などの担い手に対する農地の利用集積や農作業の受委託が進んでいます。農業経営は、水稻、飼料作物による土地利用型農業を主体として、丘陵地の露地野菜や施設野菜等を組み合わせ複合的に行われています。しかし、多古橋川右岸に展開する水田は、10a程度の小区画の水田が多く、農業用排水路が整備されていないため、作業効率が非常に低く、効率的な営農の妨げとなっているため、水田の大区画化の基盤整備を検討しています。

谷津田の上流部に分布する低地の水田は、ほ場整備未着手であるため、耕作放棄地が増加しています。

丘陵地において集団的に農地を形成している畑は、ばれいしょ、かんしょ、やまといも等、露地野菜が生産されています。

今後は、「水稻専業」、「水稻＋露地野菜」など効率的かつ安定的な家族経営体及び組織経営体の育成を図るとともに、担い手への農地の利用集積と集落営農組織などの法人化を推進し、農地の高度利用とともに、「多面的機能支払交付金事業」を活用し、優良農地及び水路・農道等の地域資源の保全を図ります。

(イ) 久賀地区

本地区は、本町の北西部、栗山川右岸流域に展開する水田地帯と、丘陵地の畑作地帯で構成されています。農用地の面積は、約 920.2ha（水田約 329.9ha、畑約 590.3ha）で、農業用施設用地は、13.2ha です。

栗山川右岸流域の低地に展開する水田は、10a 程度の小区画の水田が多く、農業用排水路が整備されていないため、作業効率が非常に低く、効率的な営農の妨げとなっているため、水田の大区画化の基盤整備を検討しています。また、低地と丘陵地に隣接する谷津田は、耕作放棄の増加が見受けられます。

丘陵地に展開する畑は、ばれいしょ、かんしょ、やまといも等、露地野菜のほか、施設野菜を生産する集団的農地を形成しています。基盤整備が行われた農地では、安定的な用水が確保され、区画整理、道路、排水路の整備により農作業の機械化が進み、計画的安定的な農業経営が可能となった。また、認定農業者などの担い手に対する農地の利用集積や、法人化による農作業の受委託が進んでいます。

今後は、「水稻専業」、「水稻＋露地野菜」、「露地野菜＋施設野菜」、「露地野菜専作（やまといも他）」、「植木専作」を主体として、効率的かつ安定的な家族経営体及び組織経営体の育成を図るとともに、農業生産基盤の整備や農地の集積化を進め、担い手への農地の利用集積を図りつつ、輪作体系の確立を促進します。

(ウ) 中地区

本地区は、本町の東部、栗山川左岸流域と借当川右岸流域に展開する水田地帯と丘陵地の畑作地帯で構成されています。農用地の面積は約 394.8ha（水田約 267.2ha、畑約 127.6ha）で、農業用施設用地は、3.0ha です。

栗山川左岸流域と借当川右岸流域の低地に展開する水田は、10a 程度の小区画の水田が多く、農業用排水路が整備されていないため、作業効率が非常に低く、効率的な営農の妨げとなっているため、水田の大区画化の基盤整備を検討しています。また、低地と丘陵地に隣接する谷津田は、耕作放棄の増加が見受けられます。

丘陵地の畑地帯は、葉物を中心とした露地野菜を生産する集団的農地を形成していますが、農道や用排水施設の整備が不十分な状況です。また、認定農業者や集落営農組織などの担い手に対する農地の利用集積や農作業の受委託が進んでいない状況もあります。

今後は、「水稻専業」、「水稻＋露地野菜」、「露地野菜専作」、「酪農専業」、「肉用牛専業」、「養豚専業」、「採卵養鶏専業」を主体とする効率的かつ安定的な家族経営体及び組織経営

体の育成を目標に、農業生産基盤の整備を進めるとともに、農地の流動化を進め、担い手への農地の利用集積を図りつつ、輪作体系の確立を促進します。

(エ) 常磐地区

本地区は、本町の北東部、栗山川左岸流域に展開する水田地帯と丘陵地の畑作地帯で構成されています。農用地の面積は、約 516.3ha（水田約 333.8ha、畑約 182.5ha）で、農業用施設用地は、0.9ha です。

栗山川左岸流域の低地に展開する水田は、10a 程度の小区画の水田が多く、農業用排水路が整備されていないため、作業効率が非常に低く、効率的な営農の妨げとなっています。また、低地と丘陵地に隣接する谷津田は、農業者の高齢化による担い手不足などにより耕作放棄地が増加し、さらにその耕作放棄地の拡大により、有害鳥獣による被害も拡大しています。このため、耕作放棄地の再生と有害鳥獣の被害防止対策が喫緊の課題となっています。

丘陵地の畑地帯は、露地野菜を生産する集団的農地を形成しているものの、用排水施設の整備が不十分な状況です。また、認定農業者や集落営農組織などの担い手に対する農地の利用集積が進んでいない状況もありますが、農作業の受委託等一部の地域では、新規就農者や新規雇用就農者による定着が進んでいます。

今後は、「水稻専業」、「水稻＋露地野菜」、「露地野菜専作（やまといも他）」を主体とする効率的かつ安定的な家族経営体及び組織経営体の育成を目標に、農業生産基盤の整備を進めるとともに農地の流動化を進めます。

2 土地利用計画

別記のとおりします。

別添：土地利用計画図（付図 1 号）

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町における農業生産基盤の整備、開発については、第1の1(2)に示した農業上の土地利用の基本的方向に即するとともに、自然環境の保全、農業従事者数の減少への対応、高生産性農業を展開するうえで必要な土地利用の高度化、水利用の合理化、農業経営の規模拡大及び農村環境に配慮しつつ事業を推進します。

基本的には、地域の土地及び営農条件の実情に即した農業機械の導入による生産性の向上を旨として、ほ場整備、農道の整備、農業用排水施設の整備・更新及び農用地の集団化などの事業を推進します。農業生産基盤整備事業を推進するに当たっては、環境への配慮及び治水等も勘案して実施します。

(1) 水田単作地帯

水田単作地帯では、生産コストの低減や労働力の省力化を目指すとともに、大区画化を中心とした基盤整備の推進を図ります。また、ほ場整備とあわせて用排水施設の改良整備を推進し、用水の安定確保と渇水等による農業被害の防止を図ります。さらに、大型機械の導入等により、共同利用方式を確立させ、農業機械への過剰投資を抑制します。同時に担い手への農地の集積・集約化、高生産性農業の実現を図ります。

谷津田地帯は、生産性や地理的・地形的条件等により、耕作放棄が進んでいるため、早急な対応が必要とされます。

(2) 畑作地帯

畑作地帯では、作目に適したかんがい施設の整備のほか、ほ場区画の整理、農道整備等の推進により、農産物輸送の合理化と生産性の安定向上を図ります。同時に担い手への農地の集積・集約化、高生産性農業の実現を図ります。

(3) 地区別の方向

ア 多古地区

本地区は水田を主体とする地区で、すでに農業基盤事業により整備された優良農地が展開しています。しかし、10a区画で整備されたほ場は湿田が多い実情があります。

今後は、担い手による土地利用型農業をめざし、ほ場区画の大型化や田畑輪換に対応できる農業生産基盤整備を推進します。

畑は、高収益型農業や環境に配慮した安全、安心な少量多品目の生産を視野に、農産物の品質の向上を図るため、深耕等の土壌改良を推進します。

イ 久賀地区

本地区は、水田と畑で構成される地帯です。水田には10a区画で整理は済んでいるものの湿田が多い実情があります。

今後は、担い手による土地利用型農業をめざし、大型機械が導入できるほ場区画の大型化を

促進します。

畑は、多品目の野菜の作付けを目標に、品質の向上を図るため、深耕等の土壌改良を促進するほか、生産量を確保するため、用排水施設の適切な維持管理と農道の舗装整備を推進します。

ウ 中地区

本地区は、水田と畑で構成される地帯です。水田には 10a 区画で整理は済んでいるものの湿田が多い実情があります。

今後は、担い手による土地利用型農業をめざし、大型機械が導入できるほ場区画の大型化を推進します。

畑は、消費者ニーズに対応した直売方式による多品目の野菜の栽培を視野に、生産量と品質を確保するため、用排水施設の適切な維持管理と農道整備を推進します。

エ 常磐地区

本地区は、水田と畑で構成される地帯です。水田には 10a 区画で整理は済んでいるものの湿田が多い実情があります。

今後は、担い手による土地利用型農業をめざし、大型機械が導入できるほ場区画の大型化を推進します。

畑は、多品目の野菜の作付けを目標に、品質の向上を図るため、深耕等の土壌改良を促進するほか、生産量を確保するため、用排水施設の適切な維持管理と農道の舗装整備を推進します。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地 区	受益面 積		
かんがい排水事業 (用水排水路工)	用水路工 3,726m	多古	333ha	1	県営かんがい排水事業一般形 (多古支線)

別添：農業生産基盤整備計画図（付図2号）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、林産物の生産の場としてだけでなく、国土の保全、水資源のかん養、保健・休養の場の提供、自然環境の保全などの多面的な公益的機能を有しています。

本町の森林は、農用地と近接しています。よって農地開発に当たっては、森林が治山、治水、土壌保全等の役割を果たせるよう配慮します。また、農道の整備については、林道の整備と有機的な関連を保ちながら、効率的な整備を図ることに心がけ、林産物の生産・流通活動の円滑化など、農林業環境の改善や集落基盤の整備に資することとします。

4 他事業との関連

広域的事業として、現在、県営かんがい排水事業両総多古支線にて事業中です。農業生産基盤の整備は、農村地域の環境整備としての要素も大きいため、一般道路など他事業との整合性を確保しつつ、総合的な視点からの事業を推進します。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

(1) 農用地等の保全の必要性

農用地等は、食料や花き、飼料等の農産物の供給以外に、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、町土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成文化の伝承等の多面的機能を発揮しており、これらの農用地等のもつ機能を良好に保全していくことが重要です。

本町の谷津田、谷津畑の耕作は、効率的な農業経営が困難になっています。将来にわたって、食料自給率の向上及び安心安全な食料供給のため、農業・農村の有する多面的機能の発揮に努め、優良農地の維持確保とともに有効利用を図る必要があります。

(2) 農用地等の保全の基本的方向

本町の農用地等の保全の基本的方向は、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携し、小規模土地改良事業の有効利用、担い手育成確保政策の強化、農地中間管理事業の活用により、農業の担い手の確保や認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化を促進し、農業経営基盤強化促進基本構想に基づく所得の向上を図っていけるような環境を整え、農用地の保全を図ります。

農用地の維持、管理については、地域の実情を見定めて、「多面的機能支払交付金事業」の活用を促進し、景観形成作物の作付け等耕作放棄地の発生防止、解消に向けた取り組みを進めます。

さらに、都市住民の受け入れ施設の整備による観光農業の育成、農家との交流や農作業を通じた農用地の保全、住民参加による谷津田の自然公園づくり等の有効利用を図ります。

また、化学合成農薬・化学肥料の節減、農業環境規範等の啓発、家畜糞尿等地域有機質資源の有効利用などに取り組むことにより、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を実現します。

ア 多古地区

本地区は、「多面的機能支払交付金事業」を活用するほか、「道の駅あじさい館」や農産物直売所を介して、安全な食料の提供から農業への理解を醸成し、農用地の保全に繋がります。また、谷津田・谷津畑の自然公園としての利活用を図ります。

イ 久賀地区

本地区は、「多面的機能支払交付金事業」を活用するほか、「グリーン・ツーリズム」の啓蒙活動や利活用によって、農用地の保全に努めます。谷津田・畑の自然公園としての利活用を図ります。

ウ 中地区

本地区は、「多面的機能支払交付金事業」を活用し、農用地の保全を図ります。

エ 常磐地区

本地区は、「多面的機能支払交付金事業」のほか、「グリーン・ツーリズム」の啓蒙活動や利活用により、農地の保全に努めます。

2 農用地等の保全整備計画

事業種目	事業費 (千円)	主要工事の名称及び 事業量 (h a)	活動組織名	活動の開始終了 (予定) 年度	対図 番号	
多面的機能支払交付金	5,605	対象農用地 67.11ha (田 65.06ha、畑 2.05ha)	ときわの里 保全会	開始 終了	平成 20 令和 5	1
多面的機能支払交付金	3,127	対象農用地 35.14ha (田 35.14ha)	本三倉 環境保全会	開始 終了	平成 20 令和 3	2
多面的機能支払交付金	2,503	対象農用地 71.45ha (田 26.99ha、畑 44.46ha)	高津原地区農地・ 水・環境保全会	開始 終了	平成 20 令和 5	3
多面的機能支払交付金	5,184	対象農用地 116.34ha (田 113.15ha、畑 3.19ha)	船越 環境保全会	開始 終了	平成 20 令和 5	4
多面的機能支払交付金	2,782	対象農用地 78.29ha (田 32.01ha、畑 46.28ha)	林地区 環境保全会	開始 終了	平成 21 令和 5	5
多面的機能支払交付金	6,446	対象農用地 92.54ha (田 61.70ha、畑 30.84ha)	飯笹環境資源 保全会	開始 終了	平成 19 令和 5	6
多面的機能支払交付金	7,561	対象農用地 101.19ha (田 81.69ha、畑 19.50ha)	喜多地域資源保全 向上活動協議会	開始 終了	平成 19 令和 5	7
多面的機能支払交付金	2,977	対象農用地 38.29ha (田 27.53ha、畑 10.76ha)	西古内資源保全向 上活動協議会	開始 終了	平成 19 令和 5	8
多面的機能支払交付金	6,399	対象農用地 144.14ha (田 138.71ha、畑 5.43ha)	豊穰の里環境整備 協議会	開始 終了	平成 19 令和 5	9
多面的機能支払交付金	2,125	対象農用地 47.27ha (田 47.16ha、畑 0.11ha)	次浦地区 環境保全会	開始 終了	平成 26 令和 5	10
多面的機能支払交付金	671	対象農用地 22.39ha (田 22.39ha)	南中第1地区 資源保全会	開始 終了	平成 26 令和 5	11
多面的機能支払交付金	1,094	対象農用地 24.32ha (田 24.32ha)	井戸山協議会 「いい塩梅」	開始 終了	平成 27 令和 6	12
多面的機能支払交付金	887	対象農用地 19.72ha (田 19.72ha)	北中資源保全会 活動組織	開始 終了	平成 27 令和 6	13
多面的機能支払交付金	400	対象農用地 13.35ha (田 13.35ha)	方田土地改良区 地域資源保全会	開始 終了	平成 28 令和 7	14
多面的機能支払交付金	5,774	対象農用地 64.88ha (田 64.88ha)	南玉造資源保全会	開始 終了	平成 28 令和 7	15
多面的機能支払交付金	531	対象農用地 11.80ha (田 11.80ha)	川島保全会	開始 終了	平成 28 令和 7	16
多面的機能支払交付金	756	対象農用地 25.21ha (田 25.21ha)	借当・和田地区 資源保全会	開始 終了	平成 28 令和 7	17
多面的機能支払交付金	1,183	対象農用地 23.66ha (田 23.66ha)	坂地区 資源保存会	開始 終了	平成 30 令和 4	18
多面的機能支払交付金	993	対象農用地 20.34ha (田 19.05ha、畑 1.29ha)	小三倉 環境保全会	開始 終了	平成 30 令和 4	19
多面的機能支払交付金	404	対象農用地 13.47ha (田 13.47ha)	多古中央会	開始 終了	平成 30 令和 4	20
多面的機能支払交付金	2,161	対象農用地 43.23ha (田 43.23ha)	柏熊保全会	開始 終了	令和元 令和 5	21

(注)1 事業費：千円未満切捨て

別添：農用地等保全整備計画図（付図3号）

3 農用地等の保全のための活動

(1) 耕作放棄地の保全管理の支援

ア 耕作放棄地解消の推進

農地利用状況調査結果に基づく利用意識調査を行い、耕作放棄地の解消と活用を推進します。

イ 認定農業者・集落営農組織等への利用集積

諸事情による不耕作地の農地所有者に耕作再開を促すとともに、認定農業者や集落営農組織等への利用集積を促進します。

ウ 農用地の保全活動の実施

農業者、農業関係機関・団体が協力し、地域の実情に応じた「多面的機能支払交付金事業」へ取り組み、優良農用地の保全活動を推進します。

エ 景観形成作物の栽培による美しい地域づくり、景観づくりの推進

美しい地域づくり、景観づくりのため、景観形成作物の栽培を推進します。

(2) 耕作放棄地の有効利用を図るための施設整備

耕作放棄地を活用し、景観形成作物の栽培の促進、都市住民の受け入れ施設の整備などによって観光農業を育成します。

主に、「グリーン・ツーリズム」に則った農家との交流や、農作業を通じた農用地の保全を行うことを目的とし、住民参加による谷津田の自然公園づくりを図ります。

(3) 農地保全活動に対する支援

「多面的機能支払交付金事業」を活用し、地域の農業者や地域住民等からなる共同活動による農地の保全、施設の点検・維持管理活動に対し、一体的かつ総合的に資金を支援します。

また、耕作条件の不利な耕作放棄地並びに耕作放棄が懸念される谷津田等においては、集落での合意形成を基に、耕作放棄地の発生防止を図ることへの支援をします。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

国土保全などの森林の多面的機能の保全を図るため、間伐等の適正な森林施業を実施します。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営目標

本町の農業は、昔から町の基幹産業として発展してきました。それらは、栗山川流域を中心とする稲作、北総台地の一角を成す畑作、畜産の部門がバランスよく構成されたものでした。しかし、農業産出額は、価格の低迷等により順調に伸びているとは言えない状況にあります。

農業構造についても、昭和53年の成田国際空港開港、多古工業団地の完成などにより兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したことにより、農業の担い手不足が深刻化しています。また、兼業農家の高齢化も進行しており、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性がある一方で、耕作放棄地が増加傾向にある現状があります。

本町の農業が発展するためには、農業構造・情勢の動向に的確に対応し、職業として「魅力ある農業の確立」を図ることが必要です。このため、農業経営基盤強化促進事業により農地の流動化を促進し、認定農業者や集落営農組織など担い手による農用地の集積、規模拡大を図る必要があります。

今後は、本地域の条件に適した重点作物である水稲、野菜（じゃがいも、かんしょ、やまといも、にんじん、だいこん、なす、みつば等）、果樹（なし、ぶどう）、花き（シクラメン）、畜産（酪農、養豚）等による複合経営を促進します。その結果として、農業を主体とする経営体が、他産業と比較して遜色のない年間所得（1経営体あたり570万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間以内）、労働環境（定期休暇、臨時休暇の取得）の確保しうる農業経営者を「効率的かつ安定的な農業経営体」として位置付け、その確保・育成に努めます。

新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標は、本県の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（1経営体当たり250万円程度）を目標とします。また、確保・育成すべき人数の目標は、年間20人の確保と受け皿となる法人を年間5法人とします。そのために、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業事務所やかとり農業協同組合が指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導することに取り組みます。

【効率的かつ安定的な農業経営の基本指標】

区分	営農類型	目標規模	作目構成	戸数(経営体数)	流動化目標面積
個別 経営 体	水 稻 専 作	12.5ha (自作地 1.5ha、 借入地 11.0ha)	水田 12.5ha	-	997ha
	水 稻 + 露 地 野 菜 (食用かんし ょ、にんじん、 だいこん、ばれ いしょ)	3.4ha	水田 1.5ha 畑 1.9ha	-	
	施設野菜専作 (みつば養液栽培)	0.25ha	鉄骨ハウス 0.25ha	-	
	施設野菜専作 (なす)	0.3ha	鉄骨ハウス 0.3ha	-	
	野 菜 + 施 設 野 菜 (だいこん、に んじん、食用か んしょ他)	1.8ha	畑 1.5ha ビニールハウス 0.3ha	-	
	露地野菜専作 (食用かんし ょ、にんじん 他)	2.4ha	畑 2.4ha	-	
	露地野菜専作 (ヤモトイモ 他)	2.4ha	畑 2.4ha	-	
	施設花き専作 (シクラメン 他)	0.53ha	ハウス 0.27ha ガラス温室 0.20ha ビニールハウス 0.07ha	-	
	植 木 専 作 (ツバキ、ベニ カナメ他)	2.5ha	畑 2.4ha ビニールハウス 0.1ha	-	
	酪 農 専 業	成牛 30 頭 育成 15 頭	飼料畑 5.0ha (自作地 3ha、 借入地 2ha)	-	
	肉用牛専業	乳用種去勢 300 頭 出荷頭数 180 頭	稲ワラ収集 20.0ha 飼料畑 3.0ha (自作地 3ha)	-	
	養 豚 専 業	繁殖雌豚 100 頭 繁殖雄豚 8 頭	施設等用地 1.5ha	-	
	採 卵 養 鶏	採卵経営 30,000 羽	-	-	
組 織 経営体	水 稻 専 作	32.5ha (自作地 4.5ha、 借入地 28.0ha)	水田 32.5ha	-	

注) 資料：農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（平成 26 年 9 月）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本町の担い手農家の経営規模については、年々拡大が進んでいます。しかし、近年の米価に見られる農産物価格の低迷等は、農業経営に大きな影響を及ぼします。よって農用地の集積・集約化は、農作業の効率を上げ、農業者の経営改善につながる重要な手法の一つです。

本町では、地域の実情に応じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積・集約化を優先して行うことを促進し、農業経営の改善を図ります。そのため、農地中間管理事業の推進に関する法律や農業経営基盤強化促進法に基づき、農地中間管理事業等を中心とした農地流動化対策を積極的に活用します。併せて農業委員等による掘り起こし活動を強化し、担い手への農地の利用集積を推進します。

また、農作業の受委託や適切な農業生産活動の維持・増進を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用に努めます。さらに、耕作放棄地が増加傾向にある中で、これらを担い手への利用集積、景観作物の栽培等に活用し、農業・農村が持つ多面的機能が発揮されるよう農用地の保全を図ります。

(3) 農業地域別の構想

ア 多古地区

本地区の水田地帯は、水田単作が多くを占めています。これらの水田単作農家を 12.5ha 規模へと育成します。

畑作地帯は、成田用水、北総東部用水が通水しており根菜類（やまといも）を主とした経営がされています。これらの経営体を 2.4ha 規模に育成し、他作物との輪作や有機質肥料投入に努めることによる高品質生産を目指し経営の安定を図ります。

イ 久賀地区

本地区は、畑作地帯と水田地帯に二分されます。

畑作地帯は、成田用水、北総東部用水の受益地で、根菜類（ばれいしょ、かんしょ、やまといも、にんじん）を主とした経営がされていますが、連作や地力低下による品質低下が問題となっています。今後は、2.4ha 規模の経営体として、他作物との輪作や有機質肥料の投入に努めることによる高品質生産を図ります。また、パイプハウスやトンネル栽培を導入して生産性の高い作物を取り入れ経営の安定化を図ります。

水田地帯は、水稻を主とした露地野菜、畜産の複合化経営がされています。今後は、水稻 1.5ha 露地野菜 1.9ha 経営体に育成し、機械の効率化を進め複合経営の安定に努めます。

ウ 中地区

本地区は、平均耕作面積より少ない規模の水稻＋露地野菜の複合経営が多く、酪農、養豚、養鶏等の畜産も盛んです。水田地帯は基盤整備が進んでおり、畑地地帯は葉物を中心とした露地野菜が作付けされています。今後は、水稻 1.5ha 露地野菜 1.9ha を中心とした経営体に育成し、機械の共同利用、農地の集団化を促進していきます。また、畑は、畜産農家との有機的

な連携により、高品質の物を生産するとともに、生産組織の強化を図ります。

エ 常磐地区

本地区は、畑作と水田作がほぼ半々を占めており、畑地は根菜類（かんしょ、やまといも、ごぼう、にんじん）が多く作付けされています。今後は、水稲 1.5ha 露地野菜 1.9ha 規模を主とした経営体に育成し、畜産農家との連携により、たい肥禾本科作物との輪作を行い、品質向上を図ります。また、春にんじん、春だいこん等のトンネル栽培を導入して土地の生産性を高め、複合経営の安定を図ります。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本町では、限られた財源を効果的・効率的に活用しつつ、農業生産基盤の整備を進め、生産性の高い優良農地を確保していきます。そして農業協同組合などの関係機関・団体との連携のもと、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業等を柱に、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講じます。

特に、農地中間管理事業の実施に関しては、農地中間管理機構との連携を強化し、効率的かつ迅速な農用地の流動化を促進します。

また、農業経営基盤の強化促進のための措置を効率的かつ安定的な農業経営の育成に結びつけていくため、認定農業者への一層の普及と、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援に努めます。

さらに、集落・地域の話し合いによる「人・農地プラン」の策定を推進するとともに、その実行や集落を基礎とした営農組織の育成を促進します。具体的には以下の対策を講ずるものとしします。

(1) 認定農業者等の育成対策

ア 大規模個別経営体の育成対策

地域における農業生産の方向やその特性に応じて、生産基盤としての農地の大区画化や水田の汎用化、用排水路等の整備を進め、生産性の高い農業の確立を目指します。また、適切な機械、施設の導入により生産コストの低減、省力化を促進し、ヘルパー制度の活用等により農業所得の向上、労働時間の軽減を図るとともに、家計と経営を分離した農業経営実現のため、青色申告への誘導を促します。そのうえで規模拡大に意欲ある農業者を農業改善計画により認定農業者に認定し、大規模経営体への誘導を促進します。

イ 組織経営体の育成対策

組織経営体の育成は、土地、資本力、労働力の弱い農家を統合しながらの組織化を進め、利用権設定や農作業の受委託による経営規模の拡大を促進します。併せて法人化へと誘導し、体質強化を図ります。

(2) 農用地の集団化、流動対策

今後の農業経営は、大規模経営体と小規模経営体に二分化され、小規模経営体については、他産業への従事割合が高まるものと推測されます。このため、農地の耕作放棄地化の抑制や、大規模経営体を育成するため、利用権設定や農作業受委託等の農地の流動化を促進します。

具体には、各地域の特性を踏まえ、農業経営基盤強化促進事業、農地移動適正化あっせん事業、農地中間管理事業を用いる方針とし、農業委員会、町、農協等によるほり起こし活動を強化します。その中で兼業農家や耕作放棄地の所有者、高齢農業者と協議を進め、農地等の出し手と受け手を適正に結びつけ、担い手への農用地の集積を重点的に実施します。

(3) 農作業の受委託の促進対策

組織的で整然とした農作業の受委託を促進することを目的として、以下のような重要な条件の整備を図ります。

- ・ 農業協同組合等農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ・ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または農家群の育成
- ・ 農作業、農業機械利用の効率化等を図る農作業受託促進の必要性についての普及啓発
- ・ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化の措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化
- ・ 地域、作業ごとの事情に応じた部分受委託から全面受委託、利用権設定への移行促進
- ・ 農作業受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な料金の基準設定

(4) 農用地利用改善事業の推進と農作業の共同化対策

地域の農用地の有効利用を図り、効率的かつ安定的な経営への優良農地の集積を円滑に推進するために、地域の合意と自主性に基づいた取組が必要です。よって集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地について、作付け地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善等を行う農用地利用改善団体の設立の推進を図ります。

また、農業機械・施設等への過剰投資を防ぎ、農業機械・施設の共同利用や農作業の共同化を図るため、集落営農を促進し、生産技術の向上やコストの低減を図ります。

(5) 農業生産組織の活動促進対策

農業生産組織の活動促進として、土地利用協定による集団的土地利用、共同所有している主要機械・施設の計画的利用、調整の整った農地農作業の受委託を図ります。さらに、高性能機械の操作研修の実施や機械作業の分担を促進し、農業経営の規模拡大とともに、農用地の効率的利用を図るための組織育成に努めます。

(6) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた取組

新たに農業経営を営もうとする青年等へ、以下の支援等に取り組みます。

- ・就農意欲の醸成に向けた取組
- ・就農希望者に対する情報提供
- ・就農、定着、経営のための支援

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本町の農業生産は、輸入農産物の増大、市場外流通の拡大や産地間競争の激化を背景とした価格の低迷や環境への関心の高まりの中で、それぞれの地域性を生かした形で展開しています。一方で、農業後継者不足や農業従事者の高齢化の進行は深刻な問題となっています。

このような情勢に対応するためには、本町農業を首都圏の安定した食料生産基地として維持・発展させ、かつ、農業経営の安定を図るためには、土地生産性の高い農業の振興とあわせて稲作を中心とした土地利用型作物の生産振興を積極的に促進し、これらを通じて農業経営の規模拡大を図る必要があります。農用地の計画的、効率的利用及び農業生産基盤整備と相まって、近代的な農業生産体系を前提とした高性能な農業機械の導入を図る一方、農産物取引の規格化、多様化、グローバル化等に対応した流通体制を確立し、流通加工施設等近代化施設の計画的配置及び整備を推進する必要があります。

本町は、消費者ニーズに対応し、良質な農畜産物の安定供給を図るため、品質確保、収量の向上と省力化、生産コスト低減技術の普及・指導を積極的に推進します。また、「環境にやさしい農業」の実現を図るため、化学農薬や化学肥料をできるだけ使わない施肥・防除技術の普及を促進します。

また、首都圏への安定した生鮮食料品の供給基地としての産地を確立し、統一した出荷体系のもとに行われる近代的農業生産方式が必要なことから、消費動向に対応しながら野菜、畜産部門を主とした生産拡大を促進し、多古町農業の重要部門として位置づけます。このため農業生産基盤の整備とあわせ、自立経営農家並びに生産組織の育成による農業生産体制を確立できる農業近代化施設の整備を促進し、生産性の向上を図るものとします。

農産物の生産拡大に伴う流通販売加工等の施設については、市場における農産物の適正価格を維持確保するため、積極的に整備を推進します。特に、多古産農産物を活かした農業と商業・工業等の連携（「農商工連携」）による新商品等の開発、販売促進を国等の支援策を活用し努めていきます。

以上のような基本方針に基づき重点作目別に共通している次に掲げる事項の整備を図り、それぞれの近代化施設の整備を推進します。

ア 水稻

効率的で生産性の高い稲作経営を実現し、「多古米」の銘柄を堅持するためには、良質米の低コスト化や安定生産を図っていくことを最も重要です。

そのために、地域や集落で水田の流動化を図ることによって経営規模の拡大を推進し、そのほ場にあわせた高性能機械化体系による直播栽培、育苗センター利用による乳苗栽培、ライスセンターを利用した生産方式の普及を図ります。また、多古米の年間を通じての有効販売を行うため、低温貯蔵施設の整備を推進します。

また、飼料用米などの新規需要米の導入も視野に入れた乾燥調製施設等の地域基幹施設の整備及びトラクター、コンバイン等の高性能農業機械の導入を促進します。

イ 野菜

露地野菜については、春にんじん、春だいこん等のトンネル栽培施設を導入し、輪作対応により土地利用率を高めます。また、栽培管理、収穫調整作業の省力化や規模拡大のため、生産の集団化を図るとともに、は種、移植(定植)、収穫等の機械化を促進し、規模拡大や省力化などによる低コスト生産の産地体制を整備します。

施設野菜については、トマト、きゅうり、いちごを中心に生産拡大を図るため、一層の施設化を促進します。さらに、農業協同組合を中心に育苗施設、集出荷施設、予冷施設等基幹施設を整備し、生産・販売体制の確立を目指します。

労働力不足の改善に当たっては、農作業の請負、農業労働力調整等の生産農家の労働負担の軽減を図るためのシステムの普及を促進します。

ウ 花き

花きについては、施設切花、鉢物類の生産拡大と集約的花き栽培の規模拡大や業務の効率化を図るために、スマート農業(人手に代わる機械ポッティングマシン、自動かん水装置、施肥機、防除機等の導入、モノのインターネット(IoT)による生育の可視化・分析等)の促進を図ります。雇用の安定確保に当たっては、休息室や作業室の整備を図るとともに、福利厚生及び雇用条件の充実を促進します。

エ 畜産

畜産については、一貫経営を基本とし、種豚の改良、飼養管理技術等の改善による経営の安定を図ります。このために、飼養規模の大型化に伴う飼養管理労働の軽減を図るため、飼料給与等の自動化システムや省力機械の普及を促進します。それらは、酪農におけるフリーストール・ミルクングパーラー方式、養鶏において環境保全面での効果も高いウィンドレス型畜舎等について普及を推進します。

家畜排せつ物処理については、他部門との連携により有効活用が図られるよう努めます。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本町の農業を取り巻く環境は、成田国際空港の開港、工業団地の完成などにより兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加した結果、農業の担い手不足が深刻化しています。農業経営の安定を図り、農業・農村の活性化を図る上では、企業的な経営感覚を備えた個別経営体や農業法人、地域の実情に応じた営農組織などの多様な担い手の育成とともに、新規就農者の確保が必要です。

現在の本町は、就農支援施設、情報発信施設は整備されていない状況にあります。

今後は、農業に関する実践的な教育を行い、優れた農業の担い手及び指導者の育成等を図るため、県立農業大学校等の教育・研修施設と連携し、担い手の確保を図るとともに、担い手への農地の集積を図ります。

また、女性農業者は、重要な担い手となっています。農業経営改善計画の共同申請の推進とともに、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかけるなど、地域農業への参加協力を募ります。

さらに、道の駅での地域農業等の情報発信や、市民農園など都市や他地域との交流の場においての経験豊かな高齢農家等の貴重なノウハウの活用や、伝統的な農村文化、食文化等の継承等により、地域の活性化を図ります。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

農業就業者育成については、就農や雇用機会の拡大を図るため「農の雇用事業」等を活用し認定農業者等により、新規就農者や退職者等を対象に体験学習及び技術指導を行います。また、農業協同組合等を中心に栽培指導研修を行い農業就業者の確保を図ります。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 農用地の流動化に係る支援

認定農業者や規模拡大に意欲のある農業者への農地集積を促進するため、利用権設定事業や農地中間管理事業を積極的に活用します。

(2) 耕作放棄地の解消に係る支援

耕作放棄地のうち、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等への利用集積を図ると同時に、積極的な耕作放棄の発生防止や解消に努めます。

(3) 資金の融資に係る支援

低金利等の農業制度金融（農業経営基盤強化資金、農業近代化資金、農業改良資金）の活用や普及の促進を図るとともに、農業協同組合等関係機関と協力し、融資実行の迅速化を働きか

けます。

(4) 補助労働力の確保に係る支援

補助労働力の確保は、集落の中の余剰労働や高齢者などの人材活用システムの整備を促進支援します。また、定期休暇の取得を容易にするためのヘルパー制度の充実を図り、農業経営体を労働力の面からも支援します。

(5) 資質の向上に係る支援

資質の向上については、新生産技術の導入のための研修等の実施、消費者・市場・異業種等との交流の推進、財務管理関係の研修の実施、リーダー育成のための能力開発研修の実施などを行う支援をします。

また、将来の担い手育成のため、地元の小学校、中学校、高校の教育機関との連携をとりながら、農業に対する理解を深める農育・食育を実施します。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

近年、農業従事者の他産業への就労が増加し、農家所得も農外収入の割合が多く、兼業農家の占める割合が高くなっています。令和元年度に実施した農家意向調査結果によると、兼業農家における不安定農業従事者（自営兼業、出稼ぎ、日雇・臨時雇）の占める割合は、配布アンケート調査結果によると約34%です。

このような状況を踏まえて、本町の農業・農村が持続的に発展していくため、担い手への農地の集積・集約化による農業経営の規模拡大に加えて、不安定農業従事者解消のため成田国際空港関連企業や多古工業団地に進出の企業等に就業機会の増加を図ります。

また、地産地消や農業の6次産業化、都市と農村との交流拡大による「グリーン・ツーリズム」を推進し、就業機会の多様化と拡大に努め、農業就業構造の改善を図ります。

・参考資料 アンケート1：農業所得について

番号	選択肢名	件数 (人)	構成比(%)
1	農業所得で生計を立てている	73	36.5
2	農業所得と他の所得があるが、農業所得の方が多い	13	6.5
3	農業所得と他の所得があるが、他の所得の方が多い	61	30.5
4	農業所得はない	45	22.5
	無回答	8	4.0
	合計	200	100.0

・参考資料 アンケート2：兼業者の勤務形態について

選択肢名	多古町内で勤務		多古町外で勤務	
	件数 (人)	構成比 (%)	件数 (人)	構成比 (%)
恒常的勤務	13	54.2	26	74.3
自営兼業	7	29.2	4	11.4
出稼ぎ	0	0.0	1	2.9
日雇・臨時雇	4	16.7	4	11.4
合計	24	100.0	35	100.0

注) 資料：令和元年度 多古農業振興地域整備計画策定農家意向調査結果（配布404票、回収202票の結果）

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

『世代を超えて みんなで暮らしたい 多古町』をめざす農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策としては、企業の計画的誘致、地域資源を活用した産業化の取組、観光業等との連携による就労機会の充実に努めます。併せて、地元における安定的な就労機会と地場産業の育成を促進します。

地域産業の連携による産業の展開には、異業種交流会など地元企業による勉強会への資料提供、道の駅などの販売所への情報提供を行います。

就労機会の拡充においては、工場や空港関連産業の誘致、シルバー人材センターの育成などにより就労機会の拡充を促進します。

3 農業従事者促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

全国的な傾向でもあるが本町の農村地域でも、兼業化、混住化の進展がみられる。このことに伴い、生活様式や住民意識の多様化がみられ、農業従事者の減少や高齢化とともに集落共同活動の維持、担い手の確保が困難になる実情があります。

今後、農業の担い手としての認定農業者を中心とする個別経営体や組織経営体などによる高生産性農業の持続的発展を促進するためには、集落人口を確保する必要があり、社会基盤の整備として生活条件整備が重要です。

このような状況の中、農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていくため、安全性、保健性、利便性、快適性、文化性など総合的に考慮した施設の整備や支援に努め、定住条件の整備による農村地域の活性化を図り、あわせて、次世代を担う農業後継者の確保に努めます。

(1) 安全性

本町の地形は急傾斜地が多く、道路の舗装化の進捗や集中豪雨の多発により、道路冠水や住宅の浸水被害が発生し、河川改修などによる水害に強いまちづくりが求められており、急傾斜地崩壊対策事業や治山事業を実施し、土砂災害防止を図ります。

全般的な防災については、職場、学校等で実施する防火訓練のほか、町広報等による啓蒙宣伝等で、防災意識の高揚に努め、避難場所の指定、災害備蓄物資、防災無線やSNS(ソーシャルネットワークサービス)の活用等を充実させます。また、災害に備える体制を充実するため、異常気象に対応した体制づくりや町全体の防災体制の強化に努めます。

火災については、消防施設の整備や車両・装備の高度化、防火水槽の整備、消防団員の確保などを継続して推進します。

(2) 保健性

生活雑排水処理では、農業用排水路を通じ、河川へと流しており、河川の水質汚濁、生活環境の悪化や下流の水道用水や農工業用水の汚濁が問題となっています。これらに対処するため、農業用排水路と生活雑排水路の分離を進め、下水処理の総合的整備を推進します。

町民の健康増進を図るため、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動を行うことのできる施設整備や体制づくり、保健推進活動の一層の充実を努めます。

国保多古中央病院では、患者の受け入れ体制の回復に努めるとともに、他の医療機関との連携を強化することにより地域医療体制の充実を図ります。

(3) 利便性

近隣市町を結ぶ都市間幹線道路として、国道が1路線、県道が10路線放射状に延びており、多くの町道とネットワークにより利便性を高めています。

今後は、圏央道や国道296号インターチェンジ(仮称)の設置に併せた国道、県道、町道の安全な通行を確保できる道路改良整備を進め、空港と首都圏内各地域との交通利便性の

向上を図り、企業立地、観光等の産業の発展につなげるものとします。

(4) 快適性

上水道については、給水人口の動向を踏まえ、施設の更新や耐震化を推進するとともに、水源となっている地下水の水質保全を図ります。

ごみについては、環境学習等の実施により循環型社会に関する意識啓発を図るとともに、適切なごみ処理体制を維持することに努めます。

公害については、公害の防止や不法投棄等の撲滅のための適切な対応を継続しつつ、町民の環境保全に関する意識啓発を図ります。

(5) 文化性

本町には、寺社や長い歴史の中で受け継がれた文化財等が多く存在しています。今後は、郷土の古い歴史に根ざした伝統行事、芸能等を顕在化させ、文化的遺産の伝承、郷土意識の醸成、地域の連帯感の高揚に努めます。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

治山治水や水源涵養、景観形成やレクリエーションなど、森林の有する多面的機能を維持・増進とともに生活環境基盤として林道を維持します。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

今後は圏央道や同インターチェンジの整備、成田国際空港の機能強化等によって、人口増加や産業構造等、社会的条件の変化が予測されます。

このような状況の中、農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていくため、安全性、保健性、利便性、快適性、文化性など総合的に考慮した施設の整備や支援に努め、定住条件の整備による農村地域の活性化を図ります。

第9 付図

別 添

1. 土地利用計画図（付図1号）
2. 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
3. 農用地等保全整備計画図（付図3号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域
該当なし

(2) 用途区分